

設計課題 宿泊機能のある「ものづくり」体験施設

設計条件

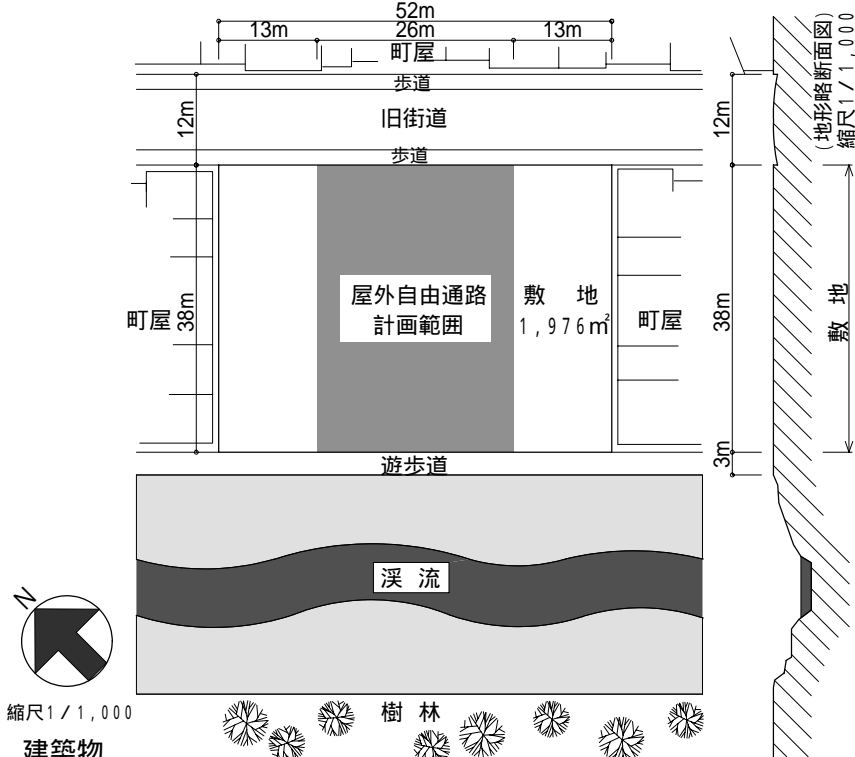
この課題は、ある地方都市の郊外(旧街道沿い)において、子どもから高齢者までの幅広い世代の利用者を対象に、周辺地域の伝統工芸品の紹介及び継承を目的とした「ものづくり」を体験できる施設を計画するものである。また、この施設には、利用者の宿泊機能を併せもつものとする。

計画に当たっては、特に次のことが求められている。

ものづくり体験部門、宿泊部門及び共用・管理部門の異なる機能を適切にゾーニングした計画とともに、各部門の動線に配慮した計画とする。  
旧街道、溪流等の敷地周辺の環境に配慮した計画とともに、地域に開かれた施設を計画する。

1. 敷地及び周辺条件

- 敷地の形状、接道条件、周辺状況等は、下図のとおりである。  
北東側 —— 旧街道(幅員12m)を挟んで町屋が並んでいる。  
南東側 —— 町屋が並んでいる。  
南西側 —— 遊歩道(幅員3m)を介して溪流がある。  
北西側 —— 町屋が並んでいる。
- 敷地は、平坦で、旧街道、隣地及び遊歩道との高低差はないものとする。  
また、歩道の切り開きは、1箇所あたり6mまでできるものとする。
- 敷地は、都市計画区域及び準都市計画区域以外の区域内にあるが、建築に関して次の制限がある。  
建ぺい率の限度は60%、容積率の限度は200%とする。  
主要な屋根は、旧街道側(北東側)及び遊歩道側(南西側)に下る勾配屋根とし、陸屋根とはしない。
- 電気、ガス及び上下水道は、完備している。
- 地盤は良好であり、杭打ちの必要はない。
- 溪流の氾濫についての特別な配慮はしなくてよい。
- 地下水についての特別な配慮はしなくてよい。
- 気候は温暖で、積雪についての特別な配慮はしなくてよい。



2. 建築物

- ラーメン構造による鉄筋コンクリート造(一部鉄骨造としてもよい。)、地上3階建の1棟の建築物とし、地階は設けないものとする。
- 床面積の合計は、2,200㎡以上、2,600㎡以下とする。  
この課題の床面積の算定においては、ピロティ、塔屋、バルコニー、屋外階段、屋外テラス等は、床面積に算入しないものとする。
- 主要な階段及びスロープについては、次のとおりとする。  
階段は、幅を1.4m以上、けあげの寸法を16cm以下、踏面の寸法を30cm以上とする。  
スロープは、幅を1.5m以上、勾配を1/12以下とする。
- 設備については、次のとおりとする。  
空調設備は、単一ダクト方式と個別方式とを併用する。  
エレベーター(機械室が不要なものとする。 )は、次のとおり設ける。  
イ. 来館者用 —— 乗用1基(ロープ式・13人乗、かごの床面積は2.09㎡以上)  
ロ. サービス用 —— 人荷用1基(ロープ式・13人乗、かごの床面積は2.09㎡以上)

3. その他の施設等

- ものづくりプラザ(「ものづくり」の実演、体験等に利用する屋外の広場をいう。 )を、次のとおり計画する。  
地上に設けるものとし、まとまったスペース(直径8mの円が1つ入るスペースとする。 )で150㎡以上(ピロティ、上部に屋根、ひさし等がある部分は算入しない。 )とする。  
ものづくり体験部門の工房との動線に配慮する。  
テーブル、いす、バーベキューコーナー、流し、その他を設置する。
- 屋外自由通路(旧街道側と遊歩道側とを結ぶ屋外の通路をいう。 )を次のとおり計画する。  
地上に設けるものとし、常時、自由に通り抜けができる通路(最小幅員を4mとし、建築物を通り抜ける部分はピロティ形式等とする。 )とする。  
敷地の「屋外自由通路計画範囲」(■で示す。 )内に計画する。  
ものづくりプラザと一部重複してもよい。  
旧街道側から溪流側を見通すことができるようにする。
- 駐車場は、地上に平面駐車とし、車いす使用者用として2台分、サービス用として2台分を設ける。  
なお、車いす使用者用の駐車場は、幅を3.5m以上とし、主要な出入口からの距離ができるだけ短くなる位置に設ける。  
また、利用者用及び職員用の駐車場については、近隣の公共駐車場を利用するものとし、考慮しなくてよい。
- 駐輪場は、利用者用として10台分(1台当り0.5m×2m程度)を設ける。
- ごみ置場(約10㎡)を設ける。
- 敷地内の通路に設けるスロープは、幅を1.5m以上、勾配を1/15以下とする。
- (1)~(6)の「その他の施設等」は、床面積に算入しないものとする。

4. 所要室

下表の室は、すべて計画する。

部門	室名	床面積	特記事項
ものづくり体験部門	展示ホール	約 160㎡	・旧街道側又は遊歩道側から見えるように配慮する。 ・外部からも直接アプローチできるようにする。 ・工芸品又は作品の実演・展示・販売を行うため、それぞれコーナーをもうける。 ・休憩コーナーを設け、自動販売機を設置する。
	木工工房	約 120㎡	・天井高は、6m以上とする。 ・収納スペースを設ける。
	機織工房	約 80㎡	・収納スペースを設ける。
	陶芸工房	約 50㎡	・収納スペースを設ける。
	講師控室	適宜	
	研修室	約 100㎡	・各種講座、サークル活動等に利用する。 ・可動間仕切りにより2室(約50㎡/1室)に分割して個別に利用できるようにする。
宿泊部門	更衣室	適宜	・男性用、女性用として各1室を設ける。 ・主に日帰り利用者を対象とする。
	倉庫(1)	適宜	
	宿泊室	計約 400㎡	・洋室(2人部屋、約20㎡/1室)を16室及び和室(4人部屋、約40㎡/1室)を2室設ける。 ・バス・トイレ・洗面台付きとする。 ・各室にバルコニーを設ける。
共用部門	ラウンジ	適宜	・談話コーナーを設け、自動販売機を設置する。
	リネン室	適宜	
	倉庫(2)	適宜	
管理部門	レストラン	約 150㎡	・外部から直接アプローチできるようにする。 ・客用便所(男女別)を設ける。 ・厨房及び便所(従業員用)を設ける。
	浴室	計約 120㎡	・男性用、女性用として各1室(約60㎡/1室)を設ける。 ・各浴室に脱衣室を設ける。
	エントランスホール	適宜	・風除室を設ける。 ・吹抜けを設ける。
	管理事務室	約 50㎡	・受付カウンターを設け、利用者の入退館の管理を行う。 ・エントランスホールに隣接させる。
	職員控室	適宜	・男性用、女性用として各1室設ける。
	宿直室	適宜	・和室を設ける。 ・バス・トイレ・洗面台付きとする。
	便所	適宜	・各階に設ける。 ・車いす使用者にも対応した多機能な便所を併設する。
	荷解き室	適宜	・地上1階に設ける。 ・サービス用エレベーターとの動線に配慮する。
	電気・機械室	約 150㎡	・地上1階に設ける。

(注)上記の床面積の合計(適宜を除く。 )は、約1,380㎡となる。

要求図面等

設計製図答案用紙の定められた枠内(寸法線は枠外でもよい。 )に、黒鉛筆を用いて記入する。

1. 要求図面

下表により、所定の図面を作成し(フリーハンドでもよい。 )、必要な事項を記入する。

図面及び縮尺	特記事項
(1) 1階平面図兼配置図 1/200	建築物の主要寸法(柱割り及び床面積の計算に必要な程度)を記入する。 室名等を記入する。 ダクトスペース、パイプシャフトの位置を図示し、それぞれD、Sと記入する。 1階平面図兼配置図には、次のものを図示する。
(2) 2階平面図 1/200	イ. 断面図の切断位置 ロ. 建築物の出入口 ハ. 屋外自由通路(旧街道側から遊歩道まで斜線で明示する。 )
(3) 3階平面図 1/200	ニ. 駐車場(台数及び出入口を明示する。 ) ホ. 駐輪場(台数を記入する。 ) ヘ. ごみ置場 ト. 通路、植栽等
(4) 断面図 1/200	展示ホール、木工工房、機織工房、陶芸工房、研修室、レストラン、浴室、管理事務室、電気・機械室の床面積を記入する。 宿泊室については、次のものを図示する。 イ. 代表的な洋室1室の室内プラン及びその床面積 ロ. 代表的な和室1室の室内プラン及びその床面積 ハ. 各宿泊室の出入口、パイプスペース ニ. 各宿泊室の洋室の表示(R <sub>1</sub> 、R <sub>2</sub> ~R <sub>n</sub> )及び和室の表示(J <sub>1</sub> 、J <sub>2</sub> ) ものづくりプラザには、面積を記入し、テーブル、いす、バーベキューコーナー、流し、その他を図示する。 直下階の屋根、ひさし等となる部分を図示する。 吹抜けとなる部分を図示する。
	切断位置は、木工工房を含み、建築物の全体の立体構成(1~3階)及び屋根形状(勾配屋根)がわかる断面(北東-南西)とする。なお、水平方向、鉛直方向の省略は行わないものとする。 塔屋を除く建築物の高さ、階高、天井高(木工工房及び主要な室)、1階床高及び主要な室名を記入する。 はり及びスラブの断面を図示する。なお、基礎については図示しなくてよい。

2. 面積表

各階の床面積及びその合計を記入する。なお、各階の床面積については、その算定式も記入する。

試験場	受験番号	氏名
	□□-□□□□□□	